

指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護) グループホームにいろ運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人伸和会が設置するグループホームにいろ(以下「事業所」という。)において実施する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「認知症対応型共同生活介護等」という。)の円滑な運営管理を図るとともに、要介護者又は要支援2の者であって認知症であるもの(認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)に対し、事業所で事業の提供に当たる者(以下「従業者」という。)が、当該共同生活住居において、適切な認知症対応型共同生活介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するものとする。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業所又は居宅サービス事業所、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 グループホームにいろ
- (2)所在地 群馬県藤岡市岡之郷12番地4

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 1名(常勤、小規模多機能くるる及びきららの管理者と兼務)

従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2)計画作成担当者 1名(常勤、介護従事者と兼務)

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成等を行う。

- (3)介護従業者 6名以上(うち常勤7名、常勤のうち1名は計画作成担当者と兼務)

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

- (4)看護従事者 1名以上

看護従事者は、必要に応じて看護の提供に当たる。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は9名とする。

(認知症対応型共同生活介護等の内容)

第6条 事業所で行う認知症対応型共同生活介護等の内容は次のとおりとする。

- (1)入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- (2)日常生活上の必要に応じて介助
- (3)日常生活の中での機能訓練(日常生活リハビリ)
- (4)相談、援助
- (5)レクや行事など活動に応じた支援
- (6)その他

(利用料等)

第7条 認知症対応型共同生活介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した認知症対応型共同生活介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- (1)食材料費(1日あたり)
 - (2)おむつ代(リハビリパンツ、パッド、オムツ(1枚あたり))
 - (3)理美容費(希望者)
 - (4)その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当であると認められる費用については、実費を徴収する。
 - (5)家賃(1月あたり)
 - (6)利用者個人が必要とする医療、物品等に係る費用について、事業所が立替払いを行った場合はその費用
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、事前に利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について文書で説明する。
- 4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収書を交付する。なお、事業所が立替払いを行った実費分については、その領収書の原本を併せて返還する。

(入退居にあたっての留意事項)

第8条 入居にあたって留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1)認知症対応型共同生活介護等は、要介護者又は要支援2の者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。
- (2)事業所は、入居に際しては、主治の医師の診断書等により、利用者が認知症であることを確認することとし、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。入居申込者が入院治療を要する者であること等、サービス提供が困難であると認めた場合は、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業所又は他の介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の措置を速やかに講じる。
- (3)利用者は、居室、共用施設、敷地その他の利用にあたっては、その本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

2 退居にあたって留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1)利用者の状況により、前項第1号の内容に該当しなくなった場合は退居していただくことがある。
- (2)事業所は、利用者の退居にあたっては、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業所又は他の

介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時における対応方法)

第10条 認知症対応型共同生活介護等の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又は第13条に定める協力医療機関への連絡を行う等の措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

3 事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとする。

4 事業所は、認知症対応型共同生活介護等以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に備えるため、非常災害に関する具体的計画(消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画)を作成し、災害対策に関する担当者(防火管理者又は火気・消防等についての責任者)を定め、定期的(年2回以上)に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努める。

(協力医療機関等)

第13条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

3 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、同法に規定する新興感染症(以下「新興感染症」という。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとする。なお、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。

4 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

5 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(苦情処理等)

- 第14条 事業所は、認知症対応型共同生活介護等に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。
- 2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第15条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2)虐待の防止のための指針を整備する。
- (3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6)その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の適正化に向けた取組み)

- 第16条 事業所は、認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 2 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(以下「身体的拘束等の態様等」という。)を記録しなければならない。
- 3 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- 4 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。
- 5 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3)介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

- 第18条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- 2 事業所は、認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護等について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(個人情報の保護)

- 第19条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

(研修の機会の確保)

- 第20条 事業所は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護の係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制の整備を行うものとする。
- (1)採用時研修 採用後1か月以内
(2)継続研修 隨時

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

- 第21条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第22条 事業所は、認知症対応型共同生活介護等に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 2 事業所は、適切な認知症対応型共同生活介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人伸和会と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。
この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規程は、平成18年7月1日から施行する。
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、令和1年7月1日から施行する。
この規程は、令和7年 6 月1日から施行する。